平成２４年１１月７日

各　　位

会 社 名　札幌臨床検査センター株式会社
代表者名　代表取締役社長　　細川　武雄
（ＪＡＳＤＡＱ・札幌　コード９７７６）
問合せ先
役職・氏名　専務取締役　大井　典雄
電　　話　０１１－６１３－３２１０

内部統制システム構築に関する基本方針の一部改定のお知らせ

当社は､内部統制システム構築に関する基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。（改定箇所は下線で示しております。）

記

〔内部統制システムについての基本的な考え方及びその整備状況〕

１．内部統制システムについての基本的な考え方

当社は、子会社を含め、臨床検査事業、調剤薬局事業、医療機器販売・保守事業を通じて、人と自然の調和を図りながら地域社会に貢献するという経営基本方針のもと､平成 18 年度を初年度とし、内部統制システム構築を進めております。目標とする売上高、利益を達成し、企業価値の向上を図るべく主要な取組みを進めておりますが、企業価値の向上には、コンプライアンスの徹底とリスク管理体制の確立、更には透明で公正かつ合理的な意思決定と監督機能の強化が不可欠であると考えております。このような考え方のもと、当社は、以下に示す体制を整備しております。

２．内部統制システムについての整備状況

（１）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款等に適合することを確保するための体制

イ．当社は、取締役及び使用人が法令・定款等を遵守すると共に企業倫理を確立し、社会的責任を果たすために「行動規範」を定め、具体的実践に取り組んでおります。

ロ．コンプライアンスを確固たるものにするため、統括する組織として「コンプライアンス委員会」を常設し、委員会を中心として啓蒙・教育活動を推進し、企業人として適正な行動をとるよう徹底を図っております。

ハ．反コンプライアンス行為に対しては、早期に発見し是正する目的として、内部監査体制を強化し、内部監査計画に基づく監査を実施し、監査結果については、速やかに代表取締役、監査役会に報告される体制になっております。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）及びその他重要な情報を、社内規定に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存し管理

しております。
（イ）株主総会議事録と関連資料
（ロ）取締役会議事録と関連資料
（ハ）経営会議議事録と関連資料
（ニ）取締役を決定者とする決定書類及び付属書類
（ホ）その他、取締役の職務の執行に関する重要な文書

ロ．上記のほか業務執行に関する重要な情報や顧客情報に関しても、「文書管理規程」等の社内規定に基づき保管及び管理をしております。

ハ．監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連社内規定に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告しております。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社は、全ての業務に関するリスクを分析・評価する組織として「リスク管理委員会」を常設しております。また、被災等有事の際には、代表取締役を本部長とする「緊急対策本部」を設け危機管理に即応します。

ロ．各部門のリスクについては、部門単位でリスクを把握・分析・評価するだけでなく、リスク管理委員会での分析・評価を得たうえで、継続的に管理をしております。

ハ．内部監査室は、「内部監査規程」に基づき定期的に各部門のリスク管理体制を監査し、その結果を代表取締役へ報告しております。取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、改善に努めております。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社は、取締役会を毎月定時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

ロ．取締役会の機能を強化し経営効率を向上するため、経営会議を定時に開催し、取締役会付議事項の事前審議、業務執行及び進捗状況についての確認、課題への対応を機動的に行っております。

ハ．当社は、事業・管理部門を分担し経営を担う４本部制を採用し、本部長は、「組織規程」・「業務分掌規程」・「職務権限規程」等に基づき付与された権限により、企業の安定的､継続的発展のため短期並びに中期経営計画策定及び達成のための具体策を立案・推進しております。

（５）当社並びに子会社からなる企業集団における適切な管理体制を確保するための体制

イ．当社は、グループ会社が共通の企業理念のもと、当社と同様に内部統制の実効性を高める施策を実施するため、グループ会社への指導、管理を行っております。

ロ．当社連結子会社は現在２社で、管理本部及び営業本部が所管すると共に取締役及び監査役を派遣し、業績等については、定期的に取締役会及び経営会議に報告され経営及び業務の適正化を確保しております。

ハ．当社グループ会社の業務監査については、監査役及び内部監査室との連携により、定期的に監査を実施しております。

（６）財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性と適正性の確保並びに金融商品取引法に定められている「内部統制報告書」の有効かつ適切な提出のため、「内部統制基本方針書」及び「内部統制評価基本計画書」を制定し、内部統制委員会を常設しております。内部統制委員会は、全社的な内部統制及び各業務プロセスの統制活動の有効性を判断し、適正な評価及び是正措置を

講じ、並びに金融商品取引法及びその他関連法令等との適合性を確保しております。

（７）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人について、監査役の求めにより、取締役会と監査役と協議のうえ、平成１９年４月より使用人を置いております。

（８）前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

設置した使用人についての任命、異動、評価、懲戒は監査役会の意見を尊重すると共に、当該使用人の取締役からの独立性は確保されております。

（９）取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に与える重要な事項について監査役に報告しております。職務の執行に関する重要な法令及び定款違反並びに不正行為の事実に関すること等、当社に著しい損失を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとしております。また、監査役は必要に応じて取締役及び使用人等に対し報告を求めております。

ロ．監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席すると共に、議事録及び稟議書類は都度閲覧しております。

（１０）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、取締役及び使用人に対する独立性を保持し、内部監査室と情報を共有し、監査法人、顧問弁護士との情報交換に努め、連携して監査の実効性を確保しております。

ロ．監査役会は、代表取締役と定期的な会議を開催し、意見及び情報交換を行える体制をとっております。

〔反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況〕

１．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、企業防衛の観点から、反社会的勢力との関係を遮断することが不可欠であると考え、社会秩序や企業活動を阻害するおそれのある団体・個人による不当な要求に対し、毅然とした態度を貫き排除する。また、必要に応じ外部機関との協力体制により、当該勢力を断固として排除すると共に一切の関係をもたないこととします。

２．反社会的勢力排除に向けた整備状況

（１）対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

管理本部総務部を対応窓口とし、「コンプライアンス委員会」と連携して対応しております。

（２）外部専門機関との連携状況

顧問弁護士及び所轄警察署等の専門機関と連携して対応しております。

（３）反社会的勢力に関する情報の収集及び管理状況

顧問弁護士を通じて、反社会的勢力に係る情報収集・管理を行っております。また、「コンプライアンス委員会」を中心とした啓蒙・教育活動を展開しております。

以上